

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	<p>教育実習等の時期</p> <p>＜特別支援教育実習＞4年次</p> <p>各実習とも具体的な期日については実習校との相談の上で決定する。</p>
②	<p>教育実習等の実習期間・総時間数</p> <p>＜特別支援教育実習＞ 特別支援学校 2週間（80時間）</p>
③	<p>実習校の確保の方法</p> <p>＜特別支援教育実習＞</p> <p>大阪府教育委員会に、実習生の受け入れについて一括して承諾を得ている。大学が指定する特別支援学校に内諾を得て実習生を大学が担当する。</p> <p>承諾を得た実習校には、幼稚部・小学部・中学部・高等部が網羅されているが、幼稚部・小学部を基本に実習を行う。</p>
④	<p>実習内容</p> <p>＜特別支援教育実習＞</p> <p>(ア) 事前指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オリエンテーション・実習先への挨拶 ・ 特別支援学校における教育実習の意義と目的 ・ 教育実習等におけるハラスメントの防止等について ・ 特別支援学校における教育活動および教員の職務の理解 ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒の見取りと対応 ・ 特別支援学校の学習指導案の書き方と演習 ・ 特別支援学校における学部・学級経営 ・ 教育実習における課題と教育実習の意義の確認 <p>(イ) 観察実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業参観 ・ 知的障害者、肢体不自由者および病弱者それぞれの障害に応じた児童・生徒への関わり方と実態把握 ・ 特別な教育的支援方法、個別指導計画作成、障害に応じた学習特性の理解 ・ 保護者を含めた人間関係の理解 ・ チームティーチングの検討 <p>(ウ) 研究授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導案に基づく授業の展開 ・ 指導目標・内容・形態・チームティーチングの検討 <p>(エ) 事後指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習で学んだことの振り返りと整理

- ・ 個別の児童生徒のケースについての検討
- ・ 特別支援教育の現状と課題について等

⑤ 実習生に対する指導の方法

<特別支援教育実習>

(ア) 事前指導

- ・ 事前指導においては、担当教員間で連携し、綿密な計画を立て責任を持って実施する。

(イ) 実習期間中の訪問指導

- ・ 実習期間中頃に専任教員が実習園へ巡回指導を行う。訪問時には実習生と面談を行い、実習の進捗状況を聞き取る。巡回指導後は、巡回指導の記録を書いて実習指導課に提出する。

(ウ) 事後指導

- ・ 実習後に実習校への礼状を書く指導を行う。
- ・ 実習中の実践教材を書式に記入して提出させ、教材集として配布。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

事前事後指導の担当教員からの評価、実習先からの評価結果、記録や指導案の記載内容に基づき、「合格・不合格」で評価を行う。その際、実習校からの総合評価が低い場合は、「実習指導室」の会議における協議の上で合否を決定している。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

<特別支援教育実習事前・事後指導>

(ア) 事前指導：本実習開始前に 8 時間

(イ) 事後指導：本実習終了後に 7 時間

② 内容（具体的な指導項目）

<特別支援教育実習事前・事後指導>

(1) 実習の意義・目的・手続きの理解

- ・ 特別支援学校における教育実習の意義と目的
- ・ 特別支援学校教育実習の心構え・危機管理・守秘義務
- ・ 教育実習に関する事務的な説明およびその習得

(2) 特別支援学校についての理解

- ・ 特別支援学校における教育活動および教員の 1 日の業務
- ・ 特別支援学校における個別指導と集団指導・チームティーチング
- ・ 特別支援学校に在籍する子どもの見取りと対応
- ・ 教育実習の具体的内容と学びたいことの整理

(3) 指導案の作成

- ・ 学習指導案作成の基本的な考え方及び構成
- ・ 肢体不自由の児童生徒対象の指導案作成とその指導（模擬授業を含む）

- ・ 知的障害のある児童生徒対象の指導案作成とその指導（模擬授業を含む）
- ・ 学級経営（朝の会・帰りの会）の計画（模擬授業を含む）
- ・ 学習指導案（教科・教科等を合わせた指導・自立活動・生徒指導）の作成（模擬授業を含む）
- ・ 指導案作成のまとめと留意点

(4) 特別支援学校における経営の理解

- ・ 特別支援学校における学校運営・学級経営
- ・ 生徒指導及び保護者理解

(5) 実習経験をもとにした学びの整理個別支援の検討

- ・ 個別支援に関わるケース会議のシミュレーションと個々の児童生徒に対応した支援の理解
- ・ 全体のまとめと個別の児童生徒のケースについての検討
- ・ 特別支援学校教育実習で得たことと今後のキャリア

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

ハラスメントの防止等に関しては、「特別支援学校教育実習事前・事後指導」の授業内において、下記の点を踏まえ、学生への周知徹底を行う。

- ・ ハラスメントに該当する行為を理解する。
- ・ 学生は絶対に加害者にならないことの周知徹底。
- ・ 被害を受けた場合は速やかに大学の実習指導室に相談を行うこと。その際、実習先との調整も含めて、相談後の問題解決に向けた道筋を説明し、相談することが学生自身を守ることに繋がるという見通しと安心感が持てるようにする。
- ・ 被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと、当事者と連携して大学に相談すること。

ハラスメントに関わる相談体制は下記の通りとする。

- ・ ハラスメントに関わる相談の窓口は実習指導室とする。
- ・ 実習指導室は、ハラスメントに関わる相談を受けた際は、当事者への聞き取りを行い、その状況に応じて、常磐会学園ハラスメント防止対策委員会、保健センター、学生相談室と連携し、対応にあたる。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称

- 1) 進路・実習指導部
- 2) 教務部
- 3) 実習指導室

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

- 1) 進路・実習指導部：部長（准教授・1人）部員4人（教授2・准教授1・教学課1）
- 2) 教務部：部長1人（教授）、部員4人（教授2・講師1・教学課1）
- 3) 実習指導室：室長1人（准教授）、部員4人（教授2・准教授1・教学課1）
- 4) 保健センター：センター長1人、センター員1人

- ・ 委員会等の運営方法

- 1) 進路・実習指導部：

進路保障のための教育活動と、実習に関する学生指導、運営を進めることを目的とする。実習全般を部長が統括し、教育実習担当、保育実習担当、施設実習担当、学校インターンシップ担当に分かれ、それぞれの実習の計画と運営を進めている。会議は原則として月1回。その他必要な時に開催する。

- 2) 教務部：

教職・教務に関する企画・運営を目的とする。部長を中心として、専門演習、教育実習、教職関係などを分担し、教学課と連携しつつ運営する。会議は月1回。教務部教職研究担当 教職課程全般にかかわる内容について対応、主に時間割上の科目を扱う。教務部教育実習担当 進路・実習指導部、実習指導室、教職教育研究センターとの連絡調整、介護体験実習の事前・事後指導、教育実習の事前事後指導。

- 3) 実習指導室：

実習に関する学生指導と教育実習の運営を進める。実習事前事後指導の授業を補完すべく、学生の個別指導を実施する。内容は実習の心構え、日誌の書き方、実習後の振り返りと実習先からの成績表の開示など。

- 4) 保健センター：

学生の健康管理を行い、心身の健康の保持及び増進を図る。健康づくりの啓発、心身の健康相談に随時応じるなど学生生活を健康面から支援する。実習に際しては検診、検便等の実施の他に、問診票等で健康チェックをし、その後の個別相談につなげる。

【委員会の組織図】

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

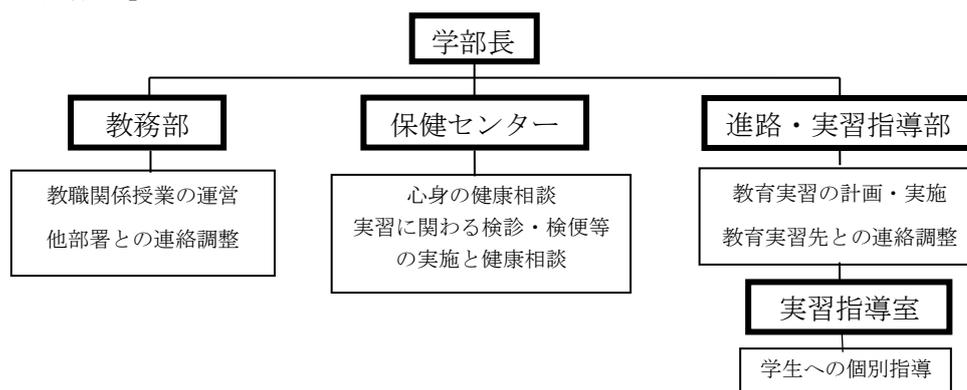
- ・ 委員会等の名称

- 1) 進路・実習指導部

- 2) 教務部
- 3) 実習指導室
- 4) 保健センター

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）：上記の通り
- ・ 委員会等の運営方法：上記の通り

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

- ① 基礎免許となる小学校教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状・中学校教諭一種免許状を取得するための実習内規に定められた要件を満たすこと。
- ② 実習前年度終了までに、下記に示す特別支援教育に関する科目の単位を修得済みであること。
 - ・ 「特別支援教育総論」(2単位)
 - ・ 「〈特別支援教育領域に関する科目〉と〈免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目〉のうち5科目10単位以上

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級	
○	×	教育委員会名	大阪府教育委員会	特別支援学校数：44校

特別支援教育実習承諾書

令和 6 年 3 月 12 日

学校法人常磐会学園
理事長 岡本 和恵 様

所在地 大阪府大阪市中央区大船町
教育委員会名 大阪府教育庁
職名・氏名 教育長・橋本 正司



本委員会は、学校法人常磐会学園が設置する大阪常磐会学園大学こども教育学部こども教育学科（※）が特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）のための課程認定を受けた際は、令和 10 年 4 月以降、教育実習施設として、本委員会の所管する各特別支援学校において実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、本委員会の所管する特別支援学校の数は、令和 5 年 5 月 1 日現在 44 校です。

以上

※令和 7 年度より、大学・学部学科名称を「常磐会学園大学国際こども教育学部国際こども教育学科」から『大阪常磐会大学こども教育学部こども教育学科』へ変更予定（名称変更事前相談中）。